

奈 総 財 第 5 1 号

平成 1 8 年 5 月 2 日

奈良市監査委員 吉 田 肇 様
同 中 嶋 肇 様
同 池 田 慎 久 様
同 船 越 義 治 様

奈良市長 藤 原 昭

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

平成 1 7 年 3 月 2 8 日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成 1 6 年度包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

補助金等に関する事務執行状況について

5. 奈良市心身障がい者福祉作業所運営補助金（障がい福祉課）

【監査結果の要旨】

収支決算書およびその他の添付書類に、多くの記載誤りが発見された。資料を審査するということは補助事業者等の管理・監督を行うことであるということを認識し、記載内容のチェックを十分に行う必要がある。

さらに、収支決算書に、千円未満の端数が全く出ていなかった。証憑書類は残っておらず、また口頭による取引も含まれているとの回答を得た。これらから、収支決算書は正確に作られているとは考えにくく、上記の記載誤りも含め不正に支出があったと疑われても仕方ない決算書となっている。

また、証憑書類の保管などは基本的な事項であり、障がい福祉課の指導が不十分であることは明らかである。また、規則等で帳簿整備がうたわれている以上、管理運営責任者の遵守事項に違反するような団体に対しては、管理監督を十分に行う必要がある。

補助対象団体になる「市長の承認」を受けるための基準の審査ポイントなどは決裁書に明確になっていない。補助対象となった後は、運営面も考慮にいった補助金の審査基準やマニュアルなどを定めて補助の継続を検討すべきである。

【措置の内容】

平成17年度については4月～6月にかけて全作業所に対して訪問指導を行なった、平成18年3月には作業所を集めての会議を開催し、事務処理等の管理・指導を行なった。また提出書類については、複数職員による精査を実施した。

平成17年度において、1作業所が社会福祉法人として授産施設への移行ができた。また障害者自立支援法の施行に伴い法人化による地域活動支援センター移行への説明会を開催した。

7. 奈良市解放保育研究会運営補助金（保育課）

【監査結果の要旨】

各専門部会に対して、経費の前渡しを行わず、必要に応じて解放保育研究会が物品等を購入し支給するという方法に変更すべきである。

各専門部会において、独自に講師を招き講義費用を支払っているが、一回当たりの単価に格差があるため、所定の単価をきめておき支給を行うべきである。

【措置の内容】

平成17年度におきましては、指摘事項に基づき、必要な物品は解放保育研究会において事前に購入し、各専門部会に支給している。

平成17年度におきましては、指摘事項に基づき、各専門部会の一回当たりの講師代を統一し支給している。

10. 原爆被害者の会奈良支部運営補助金・事業補助金（保健予防課）

【監査結果の要旨】

運営補助金として80千円、事業補助金として80千円の補助金を交付している。社会見学事業収支決算書に誤った内容が記載されていた。記念品代196千円のうち90千円が社会見学事業収支決算書に、残りの106千円が活動経費収支決算書に計上されていることが明らかとなったが、調査資料費に計上されている記念品代は補助金支出の目的に則しておらず、不適切な支出といわざるをえない。本来ならば、原爆被害者を特定させるための調査費用などに対して支出され、それに対して補助を行うべきである。よって、団体に対し適切な措置を講じるべきである。

【措置の内容】

平成17年12月13日に補助金返還手続きを完了した。今後は補助対象事業を的確に把握した上で補助金の支出を行う。

14. 原水爆禁止奈良市協議会補助金（商工労政課）

【監査結果の要旨】

補助対象となる事業費について会計証憑の提出を求めたところ、一部の領収書しか提出されなかった。適切な支出が行われているかどうか疑問である。

【措置の内容】

原水爆禁止奈良市協議会に対し、補助対象となる事業費にかかる領収書等を精査し、適切な支出がなされていることを確認した。

今後も、会計証憑の保管等適正な会計処理をするように指導をした。

15. まちづくり支援活動補助金（都市計画課）

【監査結果の要旨】

実績報告書の入手時期について、事業完了前に実績報告書が予定を含んで提出され、その時点で予定を別にしても補助対象限度額を上回る活動実績が認められたため、補助金を確定して交付した。しかし、補助金交付規則第14条では、事業完了後に実績報告を提出することを規定しているため、事業完了後に実績報告を提出させるべきであった。

【措置の内容】

平成17年度は事業を実施しておりませんが、平成18年度からの事業については、補助金等交付規則第14条に基づき事業完了後に実績報告書を提出させ、その後補助金を確定して交付する。